

## 「経済的支援に関する検討会」中間取りまとめに対する意見

2007年7月13日

日本弁護士連合会

### 第1 経済的支援の理念、目的、財源について

#### 1 理念・目的

中間取りまとめは、新たな経済的支援制度の理念を「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」こととしている。

しかし、すべての犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」を有しており（犯罪被害者等基本法第3条）、国は、この基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務を有している（基本法第4条）。

とすれば、新たな経済的支援制度の理念についても、「社会の連帯共助の精神」のみに求めるのではなく、被害者等に対する経済的支援が、被害者の「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」に由来するものであることを、より明確に打ち出すべきである。

#### 2 給付水準の引き上げ指針

遺族給付金及び障害給付金の引き上げ水準について、中間取りまとめは、「自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険車による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。」としている。

犯罪被害者の尊厳にふさわしい処遇をするためには、少なくとも自動車損害賠償責任保険と同水準程度の給付を行うことにより、経済的支援を現状より手厚いものとする必要がある。

しかし、現行の犯罪被害給付制度では、遺族給付金・障害給付金とも、給付基礎額に一定の倍数を乗じて算定されるため、現実に給付される金額は、自賠責保険に遠く及ばないのが実情である。

したがって「最高額について、自賠責保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図る」とともに、個別事案について、自賠責保険並の水準の給付を確保するため、給付額の算定方式についても見直す必要がある。

休業損害を考慮した新たな支給制度についても、遺族給付金・障害給付金と同様、自賠責保険の傷害事故にかかる支払額の上限を参考とするだけでなく、現実に給付される金額が自賠責保険並となるように図られるべきである。

## 第2 公費による弁護士選任、公的弁護人制度

1 中間取りまとめは、「民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない」とする。

しかし、民事の損害賠償請求訴訟において、訴訟に要した弁護士費用の請求が認められているとはいえ、敗訴者に負担が命じられるのは弁護士費用の実額でなく、その一部でしかない。また、仮に弁護士費用の全額負担が命じられたとしても、加害者のなかには資力を有しないものが多く、損害賠償そのものの支払確保が困難な状況に照らせば、弁護士費用を加害者から回収することは非現実的と評さざるを得ない。

そもそも、犯罪被害者等にとって弁護士による助力が必要不可欠であるのは、損害賠償請求訴訟の提起・遂行にとどまらない。

日弁連は、より広く被害者の権利擁護にかかわるため、被害発生直後から公費により弁護士が被害者に関与する制度の導入を主張してきた（2006年11月22日「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」）ものであり、今後も積極的に検討すべきであると考えます。

2 また、中間取りまとめは、「民事法律扶助」及び「犯罪被害者等法律援助事業」について、「これらの事業が適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである。」とする。

もとより、両制度の適切な運用がなされるべきことは論を待たないが、被害者に対する経済的支援を現状より手厚いものとするには、運用の充実を図るのみでは不足である。

例えば、民事法律扶助制度は、弁護士費用及び印紙代等について「立替え」を行うものであって、立替費用については、原則として毎月分割で償還しなければならない。前述のとおり、民事裁判に勝訴したとしても現実の回収が極めて困難であるのに、さらに毎月の償還支払いまで負担するのでは、被害者にとって酷な結果となってしまう。

一方犯罪被害者等法律援助事業は、公費ではなく日本財団の助成を受け、日弁連が独自に行っている事業であり、長期にわたり継続できるか否か、その保証はない。

また、民事法律扶助・犯罪被害者等法律援助事業とも、支給額は弁護士費用の実勢とかけ離れた低廉なものであり、熱意ある弁護士の献身的な努力によって支えられているのが実情である。

犯罪被害者等が弁護士による助力を受けやすくするには、両制度の運用の充実を図るのみではなく、償還を要しない交付制の導入や支給額の引き上げが検討されるべきである。

### 3 新たな制度導入による公費による弁護士選任（公的弁護人制度）

中間取りまとめでは、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度に伴う公費による弁護士選任について、「関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、制度導入に向けて検討を行うべきである。」としている。

この点、本年6月に、いわゆる被害者参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、平成20年12月27日までに施行されることとなった。また、同法には「資力の乏しい被害者参加人が弁護士の法的援助を受けられるようにするために必要な施策を講ずるよう努める」との条項が修正によって附則に入れられている。

「犯罪被害者等が刑事裁判へ参加する制度」が実施されることになったとはいえ、犯罪被害者等が法廷において的確に権限を行使し、また検察官に対して適宜に自らの意見を伝えるには、やはり弁護士の助力が不可欠である。

とすれば、資力の乏しい被害者参加人に対し公費をもって弁護士を選任する、いわゆる公的弁護人制度の導入が図られるべきことは論を待たない。のみならず、被害者参加人制度の施行に併せて公的弁護人制度を導入すべく、早急にその制度設計が図られるべきである。

なお、当連合会としても、本年6月20日に発出した会長声明のとおり、公的弁護人制度の実現に対してできる限り協力する所存である。

中間取りまとめでは、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する、いわゆる損害賠償命令制度に伴う弁護士選任については、法律扶助の枠組みのなかで対応すべきとされている。

しかし、参加制度と損害賠償命令制度を併せて利用する被害者にとって、刑事裁判の段階で関与する弁護士と損害賠償の審理の段階で関与する弁護士が異なるというのは、事務の承継が煩雑であるばかりか、信頼関係を構築するうえでも問題が存する。損害賠償命令が民事にかかる問題であるとしても、同一弁護士が刑事公判段階から引き続き受任する制度が望ましい。

仮に、それが困難だとしても、同一弁護士が簡易な手続で選任を切り替えられるよう、公的弁護人制度と民事法律扶助ないし犯罪被害者等法律援助事業との有機的な連携を図るべきである。

以上